「デイサービスセンターラビット」重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者
① 法　人　名　　有限会社　たすけあい鹿児島
② 法人所在地　　鹿児島市上福元町５９３３番地
③ 電　　話　　（代）099-266-0003
④ 代　表　者　　代表取締役　商崎 淳一
⑤ 設 立 年 月　　平成１６年１月７日

2. 事業所の概要
① 事業所の種類　　指定通所介護事業所　平成２４年１月１日
　　介護保険事業所番号　４６７０１０８０９３
② 事業所の目的　　ご利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
③ 事業所の名称　　デイサービスセンター　ラビット
④ 事業所の所在地　　鹿児島市上福元町５９３２―１
⑤ 電　　話　（代）099-266-0003　(直)099-263-6485
⑥ 管理者氏名　　緒 方　愛 梨
⑦ 開　設　年　月　　平成２４年１月１日
⑧ 利　用　定　員　　１０名

3. 事業実施地域及び営業時間
① 通常の事業の実施地域　　鹿児島市
② 営業日及び営業時間
　　営業日　　毎日（年中無休）
　　営業時間　　８時３０分　～　１７時３０分
　　サービス提供時間　　８時４５分　～　１７時００分

4. 職員の配置状況

従業者の職種	人数（人）	職　務　内　容
管理者	常勤１人	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
生活相談員	２人以上	生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
介護職員	２人以上	介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。
機能訓練指導員	１人以上	機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

※生活相談員又は介護職員のうち１人以上を常勤とする。

5. サービスの内容
① 食　　事　　昼食をお召し上がりいただきます。
② 入　　浴　　体調を見ながら、お風呂をご利用いただけます。
③ 排　　泄　　必要に応じて介助します。
④ 機能訓練　　ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止する為の訓練を実施します。
⑤ 送　　迎　　ご自宅まで、自動車で送り迎えをします。

6. 福祉サービス第三者評価の実施状況
　実施の有無　　有　・　㊫

7.　サービス利用料金

※　介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証の負担割合分（１割または２割または３割）に応じた料金を負担いただきます。

サービス内容	8時間以上9時間以内（地域密着型事業所）		
	サービス単位	利用者負担額 （1割の場合）	利用者負担額 （2割の場合）
■　予防型通所介護サービス			
●　事業対象者 要支援１	1,798 単位	1,798 円/月	3,596 円/月
	同一建物減算 ▲376 単位	▲376 円/月	▲752 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円／月	80 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	88 単位 72 単位 24 単位	88 円／月 72 円／月 24 円／月	176 円／月 144 円／月 48 円／月
	※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	当該加算の算定 要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.2% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.0% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に8.0%	
	※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
●　事業対象者 要支援２	3,621 単位	3,621 円/月	7,242 円/月
	同一建物減算 ▲752 単位	▲752 円/月	▲1,504 円/月
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円／月	80 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	176 単位 144 単位 48 単位	176 円／月 144 円／月 48 円／月	352 円／月 288 円／月 96 円／月
	※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	当該加算の算定 要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.2% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.0% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に 8.0%	
	※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
■　通所介護			
●　要介護１	783 単位	783 円／日	1,566 円／日
●　要介護２	925 単位	925 円／日	1,850 円／日
●　要介護３	1,072 単位	1,072　円／日	2,144　円／日
●　要介護４	1,220 単位	1,220　円／日	2,440　円／日
●　要介護５	1,365 単位	1,365　円／日	2,730　円／日
■　通所介護加算項目			
入浴介助加算	40 単位	40 円／日	80 円 ／日
同一建物減算	▲94 単位	▲94 円／日	▲188 円／日
科学的介護推進体制加算	40 単位	40 円／月	80 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	22 単位 18 単位 6 単位	22 円／日 18 円／日 6 円／日	44 円／日 36 円／日 12 円／日
	※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ	当該加算の算定 要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.2% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に 9.0% 上記基本部分と各種加算、減算の合計に 8.0%	
	※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定します。		
■　その他の費用 ○ 昼食代（おやつ含む）　　５００円 ○ レクリエーション代、連絡帳代は実費			

8.　お支払いの方法

１か月分のご利用料金を集計して、翌月１０日までに請求書をお出しします。毎月２０日までに、下記口座にお振込みください。

鹿児島銀行　県庁支店 普通預金　１２５７７４１ （有）たすけあい鹿児島　代表取締役　商崎 淳一

9.　キャンセルの場合

当日の送迎時までにデイサービスセンターラビット（電話 266-0003）にご連絡ください。

10. 苦情・相談の窓口

苦情解決責任者	担当者氏名　　迫 口　　敦 子
苦情受付担当者	管理者　　緒方　愛梨 ● デイサービスセンターラビット 苦情相談窓口 〒891-0116 鹿児島市上福元町 5933 番地 （電話）　０９９-２６６-０００３ 受付時間：8 時 30 分～17 時 30 分
外部苦情申立て機関 （連絡先電話番号）	● 鹿児島市役所健康福祉局すこやか長寿部介護保険課給付係 〒892-8677　鹿児島市山下町 11 番 1 号 （電話）099-216-1280　　受付時間：　8 時 30 分～17 時 15 分 ● 鹿児島県国民健康保険団体連合会　介護保険課介護相談室 〒890-0064　鹿児島市鴨池新町６番６号 （電話）099-213-5122　　受付時間：　9 時～17 時 ● 鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部福祉サービス運営適正化委員会 （電話）099-286-2200　　受付時間：　9 時～16 時

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項について

事業所は､虐待の発生又はその再発を防止するため､次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるのとする。）定期的に開催するとともに、その結果について、事業者に周知徹底を図る。

② 虐待の防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

13. 業務継続計画の策定等について

① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について
事業所は、当事業所において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

① 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。
② 事業所における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備することとする。
③ 事業所において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施することとする。

15. 職場におけるハラスメントの防止について
事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

令和　　年　　月　　日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

デイサービスセンターキューピット管理者　　氏名　緒　方　　愛　梨　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

利用者　　住所

氏名　　㊞

利用者代理人　　住所

氏名　　㊞